

東京都 キャップ&トレード制度 第二計画期間初年度の実績

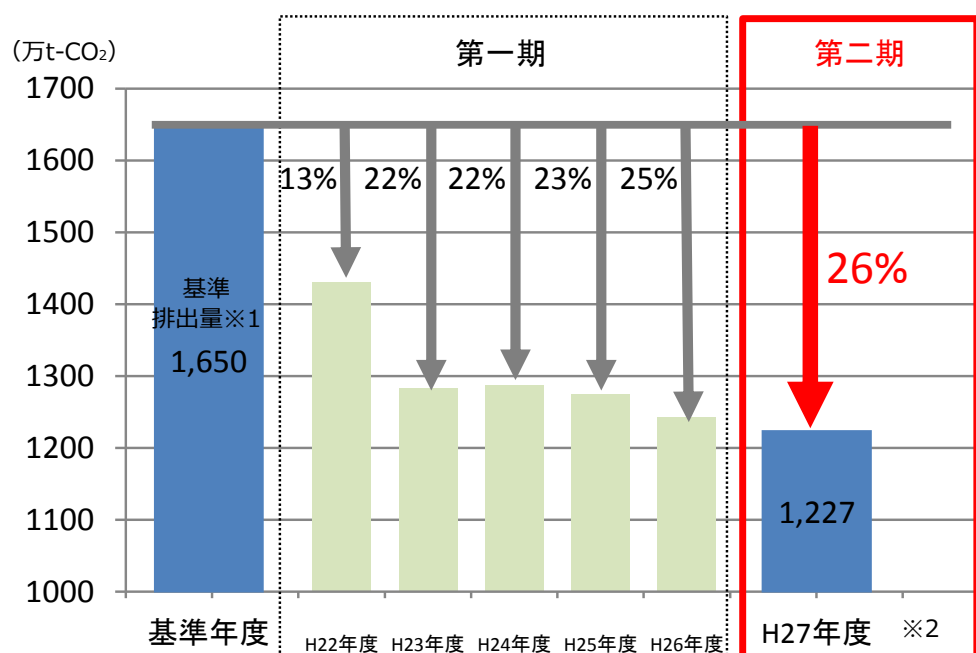
第二計画期間においても対象事業所の排出量削減が継続

このたび、キャップ&トレード制度の第二計画期間初年度の排出量を集計し、削減実績をとりまとめましたので、お知らせします。

平成 27 年度の対象事業所の排出量は合計 **1,227 万トン** となり、積極的な省エネ対策への取組によって、基準排出量から **▲26%削減**（前年度比▲1%、▲16 万トン削減）を達成しました。また、総延べ床面積が増加する中でも削減が継続しており、床面積当たりの排出量も減少しています。

都は、第二計画期間においても、全ての事業所が義務履行できるよう、引き続き、対象事業所における CO₂ 削減を促進してまいります。

■ 対象事業所の総 CO₂ 排出量の推移



※1 基準排出量とは、事業所が選択した平成 14 年度から平成 19 年度までのいずれか連続する 3 か年度排出量の平均値

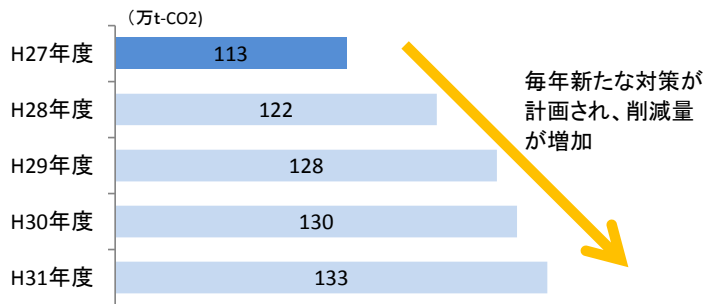
※2 平成 29 年 2 月 3 日時点の集計値（電気等の排出係数は第二期の値で算定）

○ 東京都キャップ&トレード制度とは

都は、平成 22 年度から環境確保条例に基づき、大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」を開始しました。

- 削減義務率：第一期（平成 22 年度～平成 26 年度） 8%又は 6%
第二期（平成 27 年度～平成 31 年度） 17%又は 15%
- 対象事業所：約 1,300 事業所（年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上の事業所）

➤ 対策の実施・計画状況の分析



- 第二期の義務履行に向け、新たな省エネ対策が実施・計画されており、今後も削減が進む見込み
- 特に、LED 照明等、高効率機器への更新による削減対策が多い。

《対象事業所が実施・計画している対策による削減量》

《計画書に記載された削減対策》

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量 (t)	熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量 (t)
高効率熱源機器の導入	382	148,683	ビルエネルギーマネジメントシステムの導入	48	7,387
高効率空調ポンプ及び省エネ制御の導入	381	34,116	うち、見える化	9	649
高効率空調機の導入	370	35,690	デマンドコントローラー	6	557
高効率パッケージ形空調機の導入	73	3,408	高効率照明及び省エネ制御の導入	1,581	119,458
空調機の変風量システムの導入	36	6,608	うち、LED	1,293	100,067
外気冷房システムの導入	279	24,955	うち、Hf	112	9,383
CO2濃度による外気量制御の導入	112	16,800	うち、センサー	99	3,580
全熱交換機の導入	47	3,776	照度条件の緩和	319	23,617
高効率ファンの導入	270	16,944	居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	30	937
夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	101	13,195	エレベーターの省エネ制御の導入	118	2,682
ウォーミングアップ制御の導入	33	730			
室使用開始時の空調起動時間の適正化	145	14,788	合計	11,038	1,335,268

➤ 義務達成手段の一つとして低炭素電力・熱を選択

- 第二期より、都が認定する CO2 排出係数の小さい供給事業者*から電気又は熱を調達した場合に、CO2 削減分として認める仕組みを新たに導入
- 平成 27 年度には、低炭素電力については 16 事業所、低炭素熱については 103 事業所が本仕組みを活用

《平成 27 年度に低炭素電力・熱を選択した事業所》

種別	事業所数	削減量 (合計)	排出量に対する削減量の割合 (平均)
低炭素電力	16事業所	約 1,600 t-CO2	約 2.0 %
低炭素熱	103事業所	約 4,800 t-CO2	約 0.5 %

※認定要件

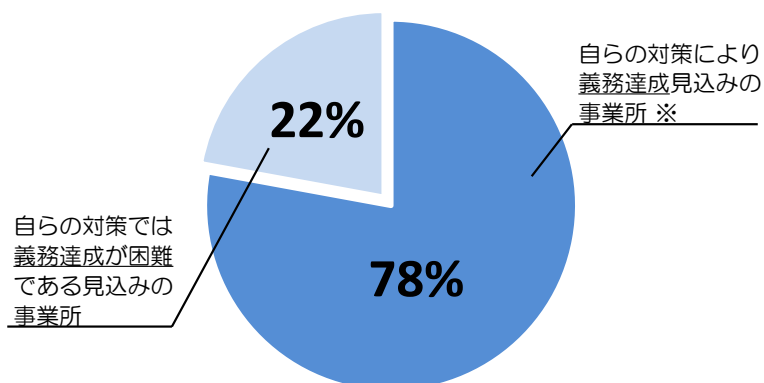
[低炭素電力]

CO2 排出係数が 0.4t-CO2/千 kWh 以下かつ再生可能エネルギーの導入率が小売量ベースで 20%以上又は低炭素火力の導入率が小売量ベースで 40%以上

[低炭素熱]

CO2 排出係数が 0.058t-CO2/GJ 以下

➤ 第二計画期間の義務履行の見込



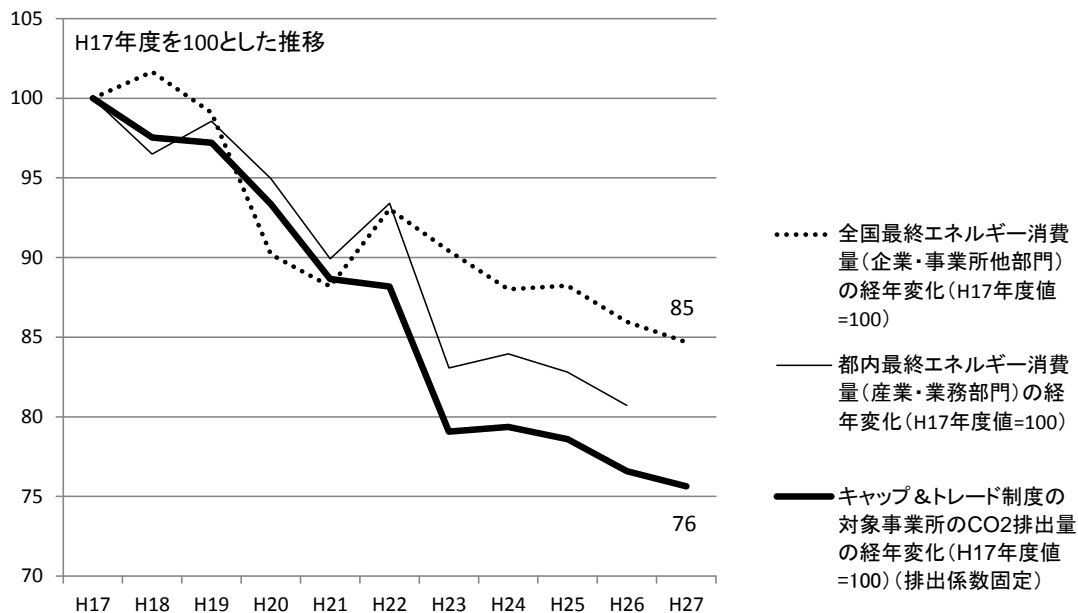
- 約 8 割の事業所が、第二期初年度に削減義務率以上の削減を達成
- 第二期においても、多くの事業所が自らの削減対策で義務を達成する見込み

※ 平成 27 年度の排出量が維持されると仮定した場合、基準年度比の削減率が第二期の削減義務率 (17%又は 15%) を上回る事業所

《平成 27 年度実績における削減義務達成割合》

(参考) 全国との比較

本制度の対象事業所におけるCO₂排出量の経年変化を全国及び都内の産業業務部門のエネルギー消費量の経年変化と比較すると、本制度の対象事業所は全国と比較し、継続的かつ大幅に削減している。※



《全国(企業・事業所他部門)、都(産業・業務)及びキャップ&トレード制度対象事業所のCO₂等削減の比較》

※グラフ中のキャップ&トレード制度の対象事業所におけるCO₂排出量は、CO₂排出係数を固定して算定しているため、当該排出量の推移は、対象事業所のエネルギー消費量の推移とほぼ同様となる。

【データの出典】

- ・全国最終エネルギー消費量：資源エネルギー庁
(http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/stte_021.pdf)
- ・都内最終エネルギー消費量：東京都
(参考 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/other/160712_GHG2014summary_syusei.pdf)
- ・都内大規模事業所のCO₂排出量(平成17年度から平成21年度まで)：東京都
(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/zenseidotatome.pdf)